

審 査 基 準

C - c - 2
令和5年3月6日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条の5第2項
処 分 の 概 要：身体障害者用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：道路交通法第2条第1項第11号の4（定義 - 「身体障害者用の車」）
審 査 基 準： 警察署長の確認が行われることとなる具体例は、 ○ 身体の障害により下肢が曲がらないため、それを支える器具を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として長さの基準を超えてしまった場合 ○ 頸椎に障害があり、頭部を支えるための枕を身体障害者用の車に取り付ける必要が生じ、結果として高さの基準を超えてしまった場合 ○ 一方の下肢は障害により動かすことができないが、他方の下肢は動かすことができる。その下肢を退化させないために、長さの基準を超える足漕ぎ式人力併用型の身体障害者用の車を使用する場合 等である。
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：身体障害者用の車の利用者の住所地を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部交通総務課企画係 電話（052）951-1611 内線 5025
備 考：